

# 公立大学法人大分県立看護科学大学受託研究取扱規程

令和3年10月1日  
規程第 126 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）が民間等外部機関からの委託を受けて職務として行う研究、試験、検査、製作及び調査等（以下「受託研究」という。）の受託における取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、受託研究とは、法人が外部からの委託を受けて職務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「研究担当者」とは、受託研究を担当する法人の教員をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、公立大学法人大分県立看護科学大学職務発明等規程（平成21年規程第95号。以下「職務発明等規程」という。）第2条第3号に規定するものをいう。

## (受託研究の申込)

第3条 法人に研究等を委託しようとする者は（以下「委託者」という。）は、理事長に委託申込をするものとする。

## (受入れの条件)

第4条 受託研究の受入に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。ただし、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関、地方公共団体又は独立行政法人であるときは、第2号、第3号及び第5号に規定する条件を付さないことができる。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、理事長は、委託者と協議の上、決定する。

(2) 受託研究の結果生じた知的財産権（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利等をいう。）の権利を委託者に無償で使用させ、又は譲与することはできない。ただし、国以外の者から委託を受けて行った研究については、研究交流促進法（昭和61年法律第57号）第6条に基づきその成果に係る法人の特許権又は実用新案権の一部を、法人以外の者に譲与することができること。

(3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しない。

(4) 法人において、やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、その責めを負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知するものとする。

(5) 受託研究実施中において、特に多額の費用を要し、納付された研究等に要する経費に不足を生じると認められるときは、委託者と協議のうえ処理すること。

(6) 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付する。

(7) 受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、若しくはその期間を変更した場合において、

受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には返還すること。

- (8) 委託者からの申し出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は返還しない。ただし、中止の理由が法人が受託研究契約を履行できないことによる場合はこの限りでない。
- (9) 受託研究の実施に起因して、第三者に損害が発生し、かつ、法人に賠償責任が生じた場合、その損害が教職員等の故意又は明白かつ重大な過失による場合を除き、その損害の賠償については、委託者が負担する。
- (10) その他必要と認められる事項。

#### (受入の決定)

第5条 理事長は、受託研究の申し込みがあったときは、当該研究が法人の教育研究上有意義であり、かつ教育研究の業務に支障がないと認められる場合は、受入れを決定するものとする。

2 研究担当者は、前項の規定に基づき受託の決定をする場合は、別に定める受託研究計画書（様式第1号）により、学長に予算枠の確認を受けるものとする。

3 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、研究代表者等（研究代表者又は研究分担者をいう。）の人件費、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。なお、当該間接経費は、競争的資金による研究費においては直接経費の30%に相当する額とされているが、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額となる場合には、委託者と合意した額とする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合で、理事長が真にやむを得ないと認めるときは、直接経費のみとすることができるものとする。

- (1) 委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。）である場合
- (2) 委託者が特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であって、財政事情で間接経費がない場合
- (3) 委託者が第1号以外の場合であっても、従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で、継続して受け入れる場合
- (4) 競争的資金による研究費のうち、当該研究費にかかる間接経費が措置されていない場合

#### (契約の締結等)

第6条 理事長は、前条の受入れを決定した場合は、速やかに委託者と受託研究に関する契約を受託研究契約書により締結するものとする。

ただし、契約締結にあたり必要と認められた場合は、契約書の条文を修正することができるものとする。

#### (研究等に要する経費の変更)

第7条 研究担当者は、納付された研究等に要する経費に不足が生じる場合、直ちに理由書等を付して速やかに理事長に申請するものとする。

#### (研究期間及び継続研究)

第8条 受託研究は、受入れが決定された日の属する年度内に完了するものとする。ただし、必要がある場合には、年度を超えて継続して受託研究を行うことができるものとする。

(研究の中止等)

第9条 研究代表者は、当該受託研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに理事長にその旨を報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受けた場合において、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、委託者と協議の上、当該受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。
- 3 理事長は、第2項の決定があったときは、契約を解除し、又は変更契約を締結するものとする。

(受託研究の完了)

第10条 研究代表者は、当該受託研究が完了したときは、理事長に受託研究実施報告書を提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その旨を委託者に通知する。

(受託研究による知的財産権の取扱い)

第11条 法人の教職員等が当該受託研究の結果、行った発明については、職務発明等規程の定めるところにより取り扱うものとする。

(知的財産権の出願等)

第12条 理事長は、受託研究の結果、発明等が生じた場合には、速やかに委託者に通知するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。

- 2 理事長は、委託者から特許出願の要望があった場合には、委託者と協議の上、決定することができる。
- 3 理事長又は委託者は、研究代表者若しくは研究分担者が受託研究の結果、発明等を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願等を行うものとする。ただし、委託者から特許を受ける権利を承継した場合は、大学が出願等を行うものとする。
- 4 理事長は、共同出願契約を締結する場合は、当該研究代表者若しくは研究分担者が委託者と合意予定の持分案について、公立大学法人大分県立看護科学大学発明審査委員会に諮るものとする。

(知的財産権の実施)

第13条 理事長は、受託研究の結果生じた発明であって、法人が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「法人が承継した特許権等」という。)を委託者若しくは委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。

- 2 理事長は、受託研究の結果生じた発明であって、委託者との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「共有に係る特許権等」という。)を委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第14条 前条第1項の規定により委託者若しくは委託者の指定する者が、法人が承継した特許権

等を前条第2項の規定により委託者の指定する者が共有に係る特許権等を、それぞれ優先的に実施させることが公共に利益を著しく損なうと認められるときは、理事長は、委託者の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第15条 理事長は、法人が承継した特許権等若しくは共有に係る特許権等の実施を許諾したとき、又は共有に係る特許権等を法人と共有する委託者が実施するときは、別に実施契約を定め、実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第16条 実用新案権及び実用新案権登録を受ける権利については、第12条から第15条の規定を準用するものとする。

(秘密の保持)

第16条の2 本受託研究の実施に当たり、当該研究担当者及び関係者は、相手方より開示若しくは提供を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、開示・漏洩してはならない。また、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者及び関係者は、その所属を離れた後も含め保持する義務を負うものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方から同意を得たもの

2 相手方より開示若しくは提供を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前項の有効期間は、本受託研究の開始の日から研究完了後又は研究中止後3年間とする。ただし、相手方と協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究の成果の公表)

第17条 理事長は、受託研究による研究成果を原則公表するものとする。ただし、理事長は、特許の出願その他特に必要があると認めるときは、研究成果の公表の時期及び方法について委託者と協議の上、契約書等において定めるものとする。

(研究の実施状況等の公表)

第18条 理事長は、受託研究の実施状況等を必要に応じ公表するものとする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

受託研究実施計画書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学  
理事長 殿

研究担当者  
研究室又は主担当・職：  
氏 名：

下記のとおり受託研究実施計画書を提出します。

記

- 1 委託者名
- 2 研究題目
- 3 研究の目的及び内容

4 研究に要する経費

歳出科目	金額	備考
研究代表者等人件費		
研究謝金		
研究旅費		
賃金		
研究費		
計		
合計		

5 研究期間

6 その他

確 認	
研究室又は主担当・職	

研究経費内訳

事 項	金 額	算 定 根 拠
研究代表者等人件費		
研 究 謝 金		
研 究 旅 費		
賃 金		
研 究 費 備 品 費  消 耗 品 費  通 信 運 搬 費  光 熱 水 料  借 料 及 び 換 料  保 険 料  雑 役 務 費  管 理 費  そ の 他		
合 計		
間 接 経 費		
総 合 計		